

指導教員向けQ&A(生活編)目次

・Q1 留学生の支援体制はどのようになっていますか？	2
・Q2 熊本大学には留学生のための宿舎はありますか？	4
・Q3 留学生が渡日後すぐに行う手続きはありますか？	4
・Q4 留学生が経済的な困難さを訴えた場合、どのように対応すればよいですか？	5
・Q5 日本語が話せない留学生から病院へ行きたいと相談があったが、外国語で対応可能な医療機関が知りたい。	5
・Q6 留学生またはその家族が妊娠した。詳しい手続き方法を教えて欲しい。	5
・Q7 留学生またはその家族が出産した。詳しい手続き方法を教えて欲しい。	6
・Q8 子育て支援制度、保育所等について知りたい。	6
・Q9 小学校、中学校の編入学手続きについて詳しく知りたい。	7
・Q10 留学生宛に健康保険料の請求書が届いたが、どうすればいいですか？	7
・Q11 留学生宛に国民年金の保険料の請求書が届いたが、支払う必要がありますか？	9
・Q12 留学生が病気で入院し、高額な医療費を払わなければならなくなった。「高額療養費制度」について詳しく知りたい。	10
・Q13 留学生からアパートの保証人になってくれと頼まれたが、どうしたらいいですか？	11
・Q14 留学生から携帯電話の購入について相談されたが、どうしたらいいですか？	11
・Q15 留学生からアルバイトをしたいと相談があったが、どうすればいいですか？	12
・Q16 留学生が日本での就職を希望しているが、卒業までに就職が決まりそうにない。どうしたらいいですか？	13
・Q17 留学生が海外に旅行・一時帰国する場合、必要な手続きはありますか？	13
・Q18 留学生が研究室の先輩から自転車を譲ってもらったそうだが、気をつけることはありますか？	13

Q1 留学生の支援体制はどのようになっていますか？

1. チューター制度

すべての新入留学生に対し、大学での学習や日本での生活をサポートするために、チューター制度を設けています。

チューターは、原則として同じ専攻分野の日本人大学院生を充てることになっていますが、学部学生あるいは日本語のできる留学生もチューターになることができます。

チューター活動に対して大学は謝金を支払います。チューター活動を十分に行える時間を確保でき、責任を持って留学生を指導できるという自覚を持つ学生の推薦をお願いします。

(なお、大学間交流協定に基づく短期留学プログラム学部生及び日本語予備教育期間中の日本語研修生のチューターは国際教育課で選定します。)

【チューターを付けることができる期間】

留学生の身分により、異なります。

学 生 区 分	期間(最長)	備 考
学部生	24ヶ月	
大学院生	12ヶ月	
研究生	12ヶ月	
教員研修留学生	12ヶ月	
日本語研修生(予備教育)	6ヶ月	
特別聴講学生のうち短プロ生※	2ヶ月	
短プロ生以外の特別聴講学生	6ヶ月	
日本語・日本文化研修留学生 (日研生)	6ヶ月	
特別研究学生	6ヶ月	留学期間が6ヶ月未満の場合は留学期間満了まで

※短プロ生とは大学間短期留学プログラム生のことを指します。

(注)本学で研究生等を経て、連続して新たな学生区分に変更となる場合は、研究生等でチューターをつけた期間もカウントします。

【指導時間数】半期(6ヶ月間)の時間数

短プロ生は15時間以内、その他は45時間となっています。

ただし、留学期間が6ヶ月未満の場合は、2ヶ月…15時間、3ヶ月…22時間、4ヶ月…30時間、5ヶ月…37時間となります。

【令和6年度謝金単価(1時間あたり)】

大学院生…1,020円

学部学生…960円

【チューターの仕事内容】あくまでも一例です

- 学習面のサポート(日本語の指導、履修のアドバイス、レポートの書き方の指導、実験の指導)
- 生活面のサポート(渡日時の出迎え・市役所での手続きの手伝い、各種請求書等の支払方法の案内、病院への同行、アパート探し・契約の手伝い)

【チューター募集の受付場所】

- 大学間交流協定に基づく短期留学プログラム生・・・国際教育課(全学教育棟2階)
- その他・・・各部局の教務担当(自然科学教育部は国際担当)

2. 熊本大学外国人留学生後援会

留学生及び留学生の保証人となった教職員の方々のために「熊本大学外国人留学生後援会」が様々な支援を行います。

【留学生後援会の活動内容】

・機関保証

留学生が民間アパート等へ入居する際、連帯保証人が必要となります。熊本大学では、アパート入居時に連帯保証人が見つからない留学生(正規生)に対して「熊本大学外国人留学生後援会長」が連帯保証人となる「機関保証制度」を行っています。機関保証の手続きは国際教育課(全学教育棟2階)で行っています。なお、非正規生(研究生、特別聴講学生、特別研究学生等)は対象となりませんのでご注意ください。

・見舞金

留学生が不測の事態(病気・怪我等)により生活の維持が極めて困難となった場合、または本学の教職員が外国人留学生を指導し、又は保証人となり、不測の事態により経済的負担を負わざるを得なくなった場合に見舞金を支出します。

・貸付

引越し等で短期間に多額のお金が必要な場合で支援が必要と認められた場合は、当該経費を留学生に無利子で貸付を行います。

3. 留学生相談窓口

留学生の相談窓口は、以下のとおりです。

【国際教育課(International Student Office):全学教育棟2階】

【国際業務推進オフィサー(自然科学系担当):工学部1号館1階】

【国際業務推進オフィサー(医薬保健学系担当):医学教育図書棟4階】

学業や生活のことなど、留学生の様々な悩みや問題について、上記窓口で相談を受け付けています。

【学生相談室:全学教育棟1階】

全学教育棟1階の学生相談室では、学業、進路、人間関係等の様々な問題に対して、常駐の相談員が悩みごと、困ったことなどの相談に乗りますので、気軽に相談してください。(日本語対応のみとなりますので、通訳の方がが必要です。)

【保健センター】

保健センターでは、学生が快適な生活を送るための健康相談等を受け付けています。

軽い病気や怪我の場合は、簡単な治療をして、病院へ行くべきかどうかアドバイスします。

保健センターで治療できないときは病院を紹介します。

こころの問題についても専門の医師が相談を受け付けています。

また、熊本大学病院の先生による特別健康相談を実施しています。

Q2 熊本大学には留学生のための宿舎はありますか？

熊本大学には、外国人留学生と外国人研究者の生活の場として、黒髪キャンパスから自転車で15分ほどの場所(宇留毛地区:小碩橋付近)に国際交流会館があります。A～E棟の5棟の中に、単身室、夫婦室、家族室、シェアルーム(交換留学生のみ)があり、200人程度が居住しています。

国際交流会館は毎年2回(4月期、10月期)入居者を募集します。募集要項及び入居申請期間は各部署を通じて通知します。身分により半年間、あるいはプログラム期間満了日まで入居できます。

- 4月期入居者募集・・・1月初旬に募集要項配布、1月下旬提出締切
- 10月期入居者募集・・・7月初旬に募集要項配布、7月下旬提出締切

また、国際交流会館と同じ敷地内に学生寄宿舍があり、留学生専用居室を完備しています。

男子居室はA棟5階に20室、女子居室は各階に1室ずつ、計5室あり、日本語が話せる学部又は大学院の正規生であれば応募可能です。

ただし、各居室にはキッチン、トイレ、シャワーが付いていませんので、共同で使します。

詳しくは学生生活課生活支援担当(096-342-2723)へお問い合わせください。

その他、大学コンソーシアム熊本では、熊本市内の大学等に在籍している留学生向けに市営住宅を5戸(楠団地、新地団地、高平団地)提供しています。

大学からは少し離れていますが、安価(家賃月額5,000円～6,000円程度)で住む事ができます。

まずは国際教育課へお問い合わせください。

なお、入居前に大学コンソーシアム熊本による面談、内見等がありますので、渡日前に入居手続きをすることはできません。

Q3 留学生が渡日後すぐに行う手続きはありますか？

区役所での手続き(居住地の届け出:区民課、国民年金・国民健康保険の加入:国保年金課)、口座開設等が必要ですが、チューターが同行して手続きの手伝いをします。

その他、生活支援オリエンテーションで渡日後にすべき手続きや日本(熊本)での生活について説明を行いますので、必ず参加するよう指導をお願いします。

Q4 留学生が経済的な困難さをうったえた場合、どのように対応すればよいですか？

本来、日本に留学する時点では経済的な問題は存在しないことが前提となっています。留学生は在留資格認定証明書の交付申請時に、日本留学中の経費を支弁する能力があることを証明しなければなりません。それでも諸般の事情で経済的に困窮しているようであれば、日本学生支援機構の学習奨励費やその他の各種奨学金に申請する、あるいは適切なアルバイトを探すなどの対応をとるように留学生にご指導ください(※奨学金は、日本語が話せる学生向けのものが大半ですので、ご注意ください)。

また、奨学金を受給できると期待して入学したために、不採択になって困窮する場合もあるかもしれません。私費留学生の場合は、少なくとも1年間は日本で暮らせる費用(入学金、授業料、生活費など)を準備するように受け入れる前に本人に伝えてください(目安: 少なく見積もっても年間 150 万円程度)。どうしても経済的な問題を解決できない場合は、休学して自国へ戻り、資金の準備ができたなら再来日することも選択肢の一つです。

Q5 日本語が話せない留学生から病院へ行きたいと相談があったが、外国語で対応可能な医療機関が知りたい。

以下のサイトから検索可能です。

【外国語対応医療機関検索(熊本県総合医療情報システム くまもと医療ナビ)】

英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ラオス語、カンボジア語、タガログ語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、その他の中から検索できます。

<http://mis.kumamoto.med.or.jp/indexs/searchenglish>

その他、以下の情報もご参照ください。

【多言語医療問診票(23カ国語対応)】

(NPO 法人国際交流ハーティ港南台 & (公財) かながわ国際交流財団作成)

<http://www.kifjp.org/medical/>

【医療相談(AMDA:国際医療情報センター)】

<https://www.amdamedicalcenter.com/>

【熊本市外国人総合相談プラザ】

<https://www.kumamoto-if.or.jp/plaza/list00019.html>

Q6 留学生またはその家族が妊娠した。詳しい手続き方法を教えて欲しい。

妊娠届を提出し、親子(母子)健康手帳の交付を受けてください。妊婦健診等、各種制度を利用することができます。詳しい手続き方法等については、以下のサイトをご覧ください。

【熊本市 HP 妊娠の届出・親子（母子）健康手帳の交付】

https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=48

【熊本市結婚・子育て応援サイト】

<https://www.kumamoto-kekkon-kosodate.jp/>

なお、英語で受診できる産婦人科については Q5の「外国語対応医療機関検索（熊本県総合医療情報システム くまもと医療ナビ）」で検索してください。

Q7 留学生またはその家族が出産した。詳しい手続き方法を教えて欲しい。

生まれてから14日以内に出生届を提出し、「出生届受理証明書」を交付してもらってください。
(パスポート申請、在留資格取得許可申請に必要です。)
その他、健康保険加入等の各種手続きが必要です。以下のサイトをご覧ください。

【熊本市 HP 出生届について】

https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=358#danraku1

【熊本市コールセンターひごまるコール 出産後の主な手続について】

<https://higomaru-call.jp/faq/CCFaqDetail.asp?id=2047>

【熊本市結婚・子育て応援サイト】

<https://www.kumamoto-kekkon-kosodate.jp/>

※在留カード、パスポートの申請手続きも忘れずに行ってください。

【パスポートの申請】

出産後なるべく早くそれぞれの国の大使館・領事館で申請してください。

【在留資格取得許可申請】

出生後30日以内に入国管理局で申請してください。
書類は国際教育課にもあります。

Q8 子育て支援制度、保育所等について知りたい。

以下のサイトをご覧ください。

【熊本市 HP 子育て】

https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/list.aspx?c_id=5&class_set_id=2&class_id=82

-補助・助成

https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=5&class_set_id=2&class_id=223

-子育ての手続き

https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=5&class_set_id=2&class_id=129

【熊本市結婚・子育て応援サイト】

<https://www.kumamoto-kekkon-kosodate.jp/>

-助成金・支援情報

https://www.kumamoto-kekkon-kosodate.jp/hpkiji/pub/list.aspx?c_id=3&class_set_id=1&class_id=515

-保育園空き状況検索

https://www.kumamoto-kekkon-kosodate.jp/searchFacility/pub/default.aspx?c_id=24

Q9 小学校、中学校の編入学手続きについて詳しく知りたい。

日本の教育制度は、小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年(短期大学は2年)となっており、小学校から中学校までの9年が義務教育です。義務教育の期間は学費・授業料は無料ですが、給食費、修学旅行費用等を支払う必要があります。

【来日し、編入学する場合】(熊本市)

住民票設定後、熊本市教育委員会(下記担当)へ行き、就学の手続きを行ってください。新しい学校を指定した用紙が交付されますので、新しい学校に提出してください。

原則として、提出日の翌開庁日から登校が可能です。

詳しくは下記へお問い合わせください。

教育委員会事務局 学校教育部 指導課

電話:096-328-2721

Q10 留学生宛に健康保険料の請求書が届いたが、どうすればいいですか？

留学生が①、②どちらに当てはまるかを確認のうえ、手続きの案内をお願いします。

- ① 所得が年間33万円を下回り、月々の保険料が2,000円を大幅に上回る保険料で請求がきている留学生(※奨学金や日本円以外での収入は所得としてカウントされません)

⇒ 留学生が「国民健康保険料・介護保険料簡易所得申告」または「市民税・県民税申告」をしていない可能性があります。毎年1～6月の間に所得申告をしなければ、月々の保険料が一番高い額で適用される場合があります。必ず区役所に申告するよう案内をしてください。所得申告の方法については下記(申告方法)のとおりです。

- ② 国民健康保険加入手続きをしてから年をまたいでいない留学生または簡易所得申告をし、減免された保険料(年間所得が33万円を越えない学生＝2,000円前後)で請求がきている留学生

⇒ 保険料支払いの必要があります。支払い方法は下記(支払い方法)をご覧ください。

● 申告方法

1. 「市民税・県民税申告書」または「国民健康保険料・介護保険料簡易所得申告書」に必要な事項を記入する。
2. 「市民税・県民税申告書」を熊本市中央区役所市民税課に直接提出か、郵送する。または「国民健康保険料・介護保険料簡易所得申告書」を区民課へ提出する。

➤ 期限を過ぎて申告をした場合は保険料の減額が保留となり、一番高い保険料で請求されます。
(※6月1日以降でも所得申告をすれば、翌月以降の保険料が減免された額となり、調整されます。)
※申告書の記入方法が分からない留学生のために、下記のオフィスでサポートを行います。

ただし、前年に収入がある場合は区役所へ直接お問い合わせください。

【黒髪地区】国際教育課(全学教育棟2階)

【本荘地区】国際業務推進オフィサー(医学教育図書棟4階) * 医学事務チーム教務担当内

◎ 保険料決定時期

毎年6月1日の所得確定後、保険料を算定し6月中に保険料決定通知書が届きます。

◎ 支払月

6月～翌年3月(年10回払)

※4月、5月の支払いはありません。

※年間保険料を支払回数10回で割った金額が、月々の支払額となります。

【問合せ先】熊本市国保年金課 TEL:096-328-2290 ✉ kokuhonenkin@city.kumamoto.lg.jp

● 支払い方法

銀行(肥後銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行 等)、コンビニエンスストア(セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート 等)または熊本市役所(国保年金課)、各区役所(東・西・南・北)区民課および各総合出張所、モバイル決済サービス(PayPay、LINE Pay、Pay B、auPay、楽天銀行アプリ、d払い)にて、納付できます。

※参考 熊本市 HP

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=1449&class_set_id=5&class_id=923

➤ 国民健康保険について

日本へ3ヶ月以上滞在する留学生は加入義務があります。

加入するためには「国民健康保険資格異動届書」と「国民健康保険料所得申告書」に必要事項を記入し区役所へ提出する必要があります。

なお、加入後に住所が変わったときや、家族を日本へ呼んだとき、日本で子供が生まれたときなどは、届出が必要です。また、帰国するときは、必ず国民健康保険の解約手続きをしてください。

※在籍期間が3ヶ月未満の場合国民健康保険に加入することはできませんので、渡日前に海外旅行保険に加入するようご指導ください。

※国民健康保険に加入していても、それだけでは補えない様々な費用(入院費など)をカバーするために、渡日前後に民間の保険にも加入するように勧めてください。

(参考)

学生教育研究災害傷害保険(学研災)・・・正課中、学校行事・学校施設内・課外活動(クラブ活動)・通学中・学校施設等相互移動中に加入者本人が被った災害傷害に対して必要な給付を行う保険です。

インバウンド留学生向け学研災付帯学生生活総合保険(インバウンド付帯学総)・・・留学生向けの学生生活総合保険で、私生活を含む 24 時間のケガや病気、賠償事故などを補償する保険です。※学研災加入者のみ加入できます。

Q11 留学生宛に国民年金の保険料の請求書が届いたが、支払う必要がありますか？

学生本人に一定以上の所得がない場合は保険料の納付が猶予されます。正規生、非正規生で手続き方法が異なりますので、下記をご参照ください。

※奨学金や日本円以外での収入は所得としてカウントされません。

➤ 【正規生】

「学生納付特例申請」を行ってください。

※その年度の「市民税・県民税申告書」を提出していれば、申請は不要の場合もあります。

● 申請期日・時期

学生納付特例を希望するとき(決定までは、3～4ヵ月程度かかります)。

※学生納付特例を受けていた人で、引き続き学生納付特例を希望する場合は、毎年4月～5月中に、再度申請が必要です。

● 手続きなどに必要なもの

- 1.学生証または在学証明書等(学生であることが証明できるもの)
- 2.印鑑(代理人が申請する場合)

● 窓口・申請方法

各区役所区民課、各総合出張所、芳野分室

「国民年金保険料学生納付特例申請書」へ必要事項を記入してください。

● 問合せ先

中央区役所区民課 TEL096-328-2240

東区役所区民課 TEL096-367-9124

西区役所区民課 TEL096-329-8503

南区役所区民課 TEL096-357-4126

北区役所区民課 TEL096-272-6900

➤ 【非正規生】

「免除申請」を行ってください。

※その年度の「市民税・県民税申告書」を提出していれば、申請は不要の場合もあります。

● 申請期日・時期

免除を希望するとき（決定までは、3～4カ月程度かかります）。

※免除を受けていた人で、引き続き免除を希望する場合は、毎年7月～8月中に、再度申請が必要です。

※渡日時に国民年金の加入手続きをする際に免除申請も同時にできます。免除申請を行う際に「継続申請希望」の欄にチェックを入れると継続申請承認者となり、毎年自動更新で免除申請がされます。（継続申請承認者は、毎年書類を提出する必要はありません。）

● 手続きなどに必要なもの

1.年金手帳

2.印鑑（代理人が申請する場合）

● 窓口・申込み場所

各区役所区民課、各総合出張所、芳野分室

● 問合せ先

中央区役所区民課 TEL096-328-2240

東区役所区民課 TEL096-367-9124

西区役所区民課 TEL096-329-8503

南区役所区民課 TEL096-357-4126

北区役所区民課 TEL096-272-6900

※申請時に「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」へ必要事項を記入してください（申請書は窓口にも置いてあります）。

なお、郵送での届出は、原則受け付けられません。

※その年度の「市民税・県民税申告書」を提出していれば、申請は不要の場合もあります。

Q12 留学生が病気で入院し、高額な医療費を払わなければならなくなった。
「高額療養費制度」について詳しく知りたい。

国民健康保険に加入していれば、入院や手術などで同じ月内に同一の医療機関に高額な医療費を支払った場合、支払の限度額を超えた分について、区役所で払い戻しを申請することができます。自己負担限度額は所得により異なります。

また、区役所で発行される「限度額適用認定証」を医療機関へ提示すれば、最初から自己負担限度

額分だけを支払うこともできます。

● **手続きなどに必要なもの**

- 1.健康保険証
- 2.認め印(サインでも可)
- 3.マイナンバーカードまたは通知書(可能であれば)

● **窓口・申込み場所**

各区役所区民課、各総合出張所

● **問合せ先**

健康福祉局 健康福祉部 国保年金課

TEL:096-328-2290

FAX:096-324-0004

E-mail:kokuhonenkin@city.kumamoto.lg.jp

Q13 留学生からアパートの保証人になってくれと頼まれたが、どうしたらいいですか？

正規生(学部生、大学院生)であれば、「熊本大学外国人留学生後援会長」が連帯保証人になること(機関保証)ができます。

機関保証の手続きは国際教育課(全学教育棟2階)で行っています。

留学生から「連帯保証人依頼書・誓約書」に指導教員記名・押印の依頼がありましたら、ご対応をお願いします。

なお、非正規生(研究生、特別聴講学生、特別研究学生等)は対象となりませんのでご注意ください。

また、市営・県営住宅は機関保証が認められていませんので、ご了承ください。

機関保証ができず、指導教員の方が連帯保証人になられる場合は、留学生に「留学生住宅総合保証」(連帯保証人が被った被害に対して補償を受けることができます)に加入させることをお勧めします。加入の手続きは国際教育課(全学教育棟2階)で行っています。

Q14 留学生から携帯電話の購入について相談されたが、どうしたらいいですか？

在留カードを持っている外国人が契約できる携帯電話サービスは、大手通信キャリアの携帯電話、プリペイド携帯、格安SIM、格安スマホに大きく分けられます。

家電量販店などでそれぞれのメリット・デメリットについて説明を受け、納得した上で購入するのがよいと思いますが、それぞれの特徴については下記をご参照ください。

➤ **日本の大手通信キャリア**

SoftBank(ソフトバンク)、au、NTT docomo(NTT ドコモ)の3社が有名です。各社によってサービス内容や契約プランが異なるため、詳細については各社のホームページ等でご確認ください。

➤ プリペイド携帯

日本の携帯は大抵ポストペイド(月額制)ですが、例外的にプリペイド携帯も存在します。ただし、通話料が通常のプランより割高になります。

➤ 格安 SIM カード

スマホ端末の機種により、SIM カードのサイズが異なりますので、格安 SIM カードを購入する際に、カードのサイズをご確認ください。

また、海外から持ち込んだスマホ端末を利用したい場合、SIM カードのサイズに加え、SIM ロック解除対応機種かどうかにも注意が必要です。(※海外から持ち込んだスマホ端末が利用できない場合もあります。)

➤ 格安スマホ

SIM カードのみを販売する格安 SIM カードとは異なり、SIM フリーのスマホ端末と格安 SIM カードがセットで販売されているもののことです。格安スマホであれば、契約期間が短く、高い違約金を払わずに解約できるというメリットがあります。音声通話が付いたプランの場合は、1 年程度の契約が必要になりますが、データ通信専用プランであれば、多くのプランが最低利用期間を設定していないため、違約金もないようです。

※一般に、格安 SIM のデメリットとしては次のようなことが言われています。

1. 物理的な店舗の数が少ないので、申し込みやトラブルの相談が不便
2. 設定を全て自身で行わなければならない
3. 通信速度が遅い
4. 通話し放題プランがない
5. クレジットカードがないと契約できない場合が多い

Q15 留学生からアルバイトをしたいと相談があったが、どうすればいいですか？

アルバイトは熊大生協で探すこともできますが、ある程度の日本語能力が必要な仕事がほとんどです。アルバイトはあくまでも修学のための補助的手段ですので、学業に支障をきたさないように十分考慮するよう指導してください。

外国政府派遣留学生など、留学生の身分によってはアルバイトが原則禁止されている場合がありますのでご留意願います。

アルバイトをするためには、必ず事前に「資格外活動許可」を得る必要があります。「資格外活動許可」申請は国際教育課(全学教育棟2階)で受け付けています。

アルバイトに従事できる時間は週28時間以内、長期休暇中は1日8時間、週40時間以内と定められています。

なお、TA、RA など、大学との契約に基づいて報酬を受ける業務に関しては、「資格外活動許可」を受ける必要はありません。

留学生から「留学生の資格外活動許可申請申告書」に承諾のサインをするよう依頼があった場合は、上記を踏まえた上で、サインをしてください。

Q16 留学生が日本での就職を希望しているが、卒業までに就職が決まりそうにない。
どうしたらいいですか？

卒業・修了後も、日本での就職活動が最長1年間認められています。
その場合、在留資格は「特定活動」になり、在留期間は6ヶ月、1回まで在留期間の更新が認められています。なお「特定活動」ビザに変更後アルバイトをする場合は、事前に資格外活動許可申請を行う必要があります。また、「留学」ビザとは異なり、長期休業中の特例が認められていないため、1週28時間を超えることがないように注意が必要です。
手続きは国際教育課(全学教育棟2階)で行っています。

Q17 留学生が海外に旅行・一時帰国するそうですが、何か手続きはありますか？

日本人学生・留学生に関わらず、危機管理の観点から、学生が在学中に海外へ渡航する場合(私事渡航含む)は、渡航前に必ず海外渡航届等を所属部局に提出するとともに、海外渡航申請フォーム(Moodle)に渡航の詳細情報を登録する必要があります。

海外渡航申請フォーム(Moodle) : <https://md.kumamoto-u.ac.jp/course/view.php?id=93569>

Q18 留学生が研究室の先輩から自転車を譲ってもらったそうだが、気をつけることはありますか？

自転車を譲ってもらったら、自分の名前で新規に防犯登録をしてください。
譲った人が防犯登録の抹消をしていない場合は、必ず譲った人に防犯登録の抹消を行ってもらい新規に登録をしてください。

自転車を譲った人が手続きできない場合には、代わりに自転車を譲ってもらった人が登録抹消の手続きをすることもできます。

- ① 譲ってもらった自転車 ② 防犯登録書 ③ 身分証明書 を持って近くの警察署へ行ってください。
※②の防犯登録書がない場合には警察が自転車を譲った人へ電話確認することがあります。

自分のものでない(自分の名義で防犯登録をしていない)自転車に乗っていると、警察から盗んだものと疑われることがありますので必ず手続きをしてください。

新規に防犯登録をする場合、防犯登録を行っている店舗または最寄りの警察署内にある防犯協会で防犯登録ができます。

登録の際には、①登録料、②防犯登録をする自転車、③身分証明書、④自転車の車体番号が確認できるもの(保証書等)が必要です。

※詳細は熊本県防犯協会連合会ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.k-bouhan.sakura.ne.jp/service/service.html>

※留学生の自転車事故が増えています。自転車事故もカバーする個人賠償責任保険と医療保険には必ず加入するようご指導ください。

また、熊本県では「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、令和 3 年 10 月 1 日から自転車損害賠償保険等への加入が義務化されています。

下記を参考に自転車保険に加入しているか確認をして下さい。

【熊本県 HP 自転車保険に加入しましょう】

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/54/51723.html>

なお、本学で推奨している「学研災付帯賠償責任保険(学研賠)」は大学での活動が補償範囲になります。私的な活動は補償の範囲外になりますのでご注意下さい